

令和6年度第4回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 小野寺 秀也
(2) 発送年月日 令和7年3月14日(金)

委員会の開催

- (1) 日 時 令和7年3月24日(月)
(2) 場 所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

議題

審議事項

- (1) 宮城県内水面漁場管理委員会指示(オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止)に係る適用除外の承認について
(2) 内水面漁場管理委員会に関する規程の改正について

協議事項

- (1) 第5種共同漁業権の免許条件に係る令和7年度増殖事業計画(案)及び目標増殖量等について
(2) 知事許可漁業における継続の許可及び承継の許可に関する取扱いについて
(3) 令和7年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について

報告事項

- (1) 共同漁業権の資源管理の状況等の報告について
(2) カワウの食害による漁業被害対策について

その他

出席委員

会 長	小野寺 秀 也	委 員	眞 壁 一 良
会長代理	高 橋 清 孝	〃	佐々木 宏
委 員	菅 原 <small>はじめ</small> 元	〃	棟 方 有 宗
〃	菅 原 <small>はじめ</small> 元	〃	佐 藤 十 郎
〃	五十嵐 健 志		

欠席委員

委 員	黒 川 優 子
-----	---------

執行部出席者

別紙のとおり

【委員会の概要】

○水産林政部水産業振興課 武山総括課長補佐

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第4回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですけれども、9名が御出席されておりますので、漁業法145条の規定による過半数を満たしておりますので、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を小野寺会長からお願いいたします。

○小野寺会長

(挨拶)

○水産林政部水産業振興課 武山総括課長補佐

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部長谷川副部長より御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

(挨拶)

○水産林政部水産業振興課 武山総括課長補佐

ありがとうございました。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布している資料は右上に番号を振っております。まず資料1といたしまして審議事項(1)宮城県内水面漁場管理委員会指示に係る適用除外の承認について、資料2といたしまして審議事項(2)内水面漁場管理委員会に関する規程の改正について、資料3といたしまして、協議事項(1)第5種共同漁業権の免許条件に係る令和7年度増殖事業計画(案)及び目標増殖量等について、資料4といたしまして協議事項(2)知事許可漁業における継続の許可及び承継の許可に関する取扱いについて、資料5といたしまして協議事項(3)令和7年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について、資料6といたしまして報告事項(1)共同漁業権の資源管理の状況等の報告について、資料7といたしまして報告事項(2)カワウの食害による漁業被害対策について、以上の7種類の資料となっております。御確認いただきまして不足等がありましたら事務局にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。小野寺会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

いつもどおり議事に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。4番の菅原元(はしめ)委員と9番の棟方委員を本日の議事録署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事はお手元の議事次第によって進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

【審議事項】

○小野寺会長

最初に審議事項(1)宮城県内水面漁場管理委員会指示(オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止)に係る適用除外の承認についてを上程いたします。県から説明をお願いします。

○水産林政部水産業振興課 阿部課長

それでは審議事項（１）宮城県内水面漁場管理委員会指示（オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止）に係る適用除外の承認についてを御説明申し上げます。

オオクチバス等の再放流につきましては、県の内水面漁場管理委員会指示によりまして、禁止事項となっております。試験研究に係る場合におきましては、内水面漁場管理委員会が認めた場合に限って指示を解除することができることとなっております。適用除外の手続きにつきましては、別途承認要領がございますが、承認申請があった場合にはこの委員会で審議をしていただくこととなります。

今回、公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団の理事長より伊豆沼、内沼におけるブラックバスの繁殖抑制技術の開発及び個体数調査を内容とする承認申請がありましたので、その内容について御審議いただくものでございます。

詳細は担当から御説明申し上げます。

○水産林政部水産業振興課 永木技術主任主査

資料１を御覧いただきましてはじめに適用除外の承認の概要と流れ、その後に申請の内容について御説明差し上げたいと思います。

資料おめくりいただきまして１０ページ目を御覧ください。こちらは今年の２月７日に発行の宮城県広報の写しを載せております。下段の中程からオオクチバス等の再放流禁止の委員会指示となっております。一の指示の内容の但し書き以下のところに内水面漁場管理委員会が認めたものが、試験研究に供する場合はこの限りでないということで、適用除外の規定がございます。

１１ページを御覧ください。但し書きの規定による適用除外の承認の手続きについて定めた承認要綱となっております。内容といたしましては第１の趣旨、第２の承認の申請にありますとおり、承認を受けようとする場合には委員会の会長に申請するとされております。第３にありますとおり申請があった場合は、委員会において審議し、承認を得ることとなっております。第３の２（２）にありますとおり試験研究機関等の指導を得ること、（３）にありますとおりその区域が共同漁業権にかかっている場合は、そこの漁協さんの同意を、それ以外の場合は地権者等の同意を得ることが要件となっております。また、第３の３にありますとおり、承認した場合は、申請者に通知をすることとなっております。

続きまして１ページ目にお戻りください。１ページ目からが、宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団からいただいた承認申請書となっております。郵送の関係で原本の到着はないのですが、同内容で掲載させていただいております。承認申請書の内容について、概要を説明させていただきます。

まず１ページ目の目的と理由というところで、伊豆沼、内沼におけるオオクチバスの雄の成魚のパイプカット個体放流による繁殖抑制技術の開発並びに個体数推定というのが内容となっております。期間としては４月１８日から１１月３０日まで、場所は伊豆沼・内沼となっております。従事者等については別途、資料として後ほど御説明いたします。それから、実施の内容、詳細でございますけれども、本研究では電気ショックボートで捕獲したオオクチバスの雄１００個体に対して、精管結紮と標識処理をした後、再放流を行うということで、この部分について適用除外が必要となっております。その後、標識個体の再放流率、再捕獲率によって個体数を推定するとともに、パイプカットによる繁殖抑制の効果を検証するために、人工産卵床で確認された産卵床のうち、未受精卵が主体となる産卵床の出現率を算定するという流れとなっております。

続きまして２ページ目以降が更に詳細な内容となっております。

２ページ目を御覧ください。産卵床の設置や稚魚すくい、平成２１年以降の電気シ

ョッカーによる駆除によりオオクチバス成魚の生息数は減少してきたというところがございます。一方で、現在の推定生息数は約250個体ということで、一番左下のグラフがそれを示しているのですが、減ってはきているものの、減少が鈍化している状況であるということから、新たな防除技術ということで、今回パイプカット個体による放流の制御ができないかということで、試験を実施するというところがございます。

続きまして3ページ目を御覧ください。3ページ目は今回試験導入する不妊化個体の放流という技術の有効性について書かれた部分でございます。1行目に書かれてありますとおり、沖縄のウリミバエの外来種駆除において根絶を成功させた技術の一つということでこれをオオクチバスに応用するというところがございます。伊豆沼と内沼で実施するにあたって好条件ということで、下のポツに列挙されておりました、主なところを申し上げますと、オオクチバスは寿命が長いということで、一度不妊化した個体を放流した場合、その放流効果が数年間持続することが見込まれるということ。電気ショックボートで生息数の40パーセントくらいが捕獲でき、毎年30パーセントが不妊化できるのであれば5年後には62パーセントが不妊化の雄になると推定されるということ。効果の評価という点で、人工産卵床を利用して、未受精卵で構成される産卵床の出現率を指標にでき、不妊化個体の放流という技術による繁殖抑制の効果が客観的に確認できるということでございます。それからパイプカット技術についてということで下に書かれておりますけれども、この技術については平成16年に開発された技術で従来からあるということなのですが、従来の方法ですと、ハサミで輸精管を切断するというところで、時間の経過とともにそれが回復してしまうということで、その点が問題とされてきたのですけれども今回の試験で用いる方法としては人間の手術で用いられる結紮という技術を応用するというところで、施術後の受精能力が回復する可能性は極めて低いと考え、今回はこれを使用するというところがございます。

続いて4ページ目でございます。4ページ目が試験計画と期待される防除効果についてです。試験計画については今回は令和7年の試験ということで、まずは雄を捕獲してパイプカットをして放流ということ今年度実施するというところです。ただ1年では効果が分からないので、令和8年から11年までの数年間同様に雄を捕獲、パイプカットということを継続されるということで、令和8年以降は未受精卵の人工産卵床に占める比率も記録し、この効果の評価するというところがございます。期待される効果が下に書かれておりますけれども、要約しますと伊豆沼、内沼では今までの駆除活動によって大幅にオオクチバスの数を減少させてきており、今後もこれを続けるといざねは繁殖が困難となる10個体未満という密度まで減少する見込みではあるのですが、それにはさらに10年以上の期間を要すると考えているということ、さらに伊豆沼、内沼は他の河川とも接続しておりますので、そこからバスが移入してくる可能性もあるということで、環境が整って繁殖が成功するということが起こると、リバウンド現象の発生の可能性もあるということで、通常の駆除に併せて不妊化個体を放流することで、繁殖の成功率を低下させることができるということで、他の河川から移入してきたりということがあっても全体の62パーセントが不妊雄で占められる個体群構造が維持されれば、最終的には繁殖が困難となる低密度で管理していけるのではないかとことを目論んでいるということでございました。

5ページ目が実施の詳細ということで、具体的な手順について書かれております。大体1年で100個体ぐらいの雄を電気ショックボートで捕獲し、船着き場で精管結紮を行い、標識としてピットタグを埋め込んだ後にそのまま船着き場から放流という流れになるそうです。標識個体がもし採捕された場合はピットタグから個体番号を記録し、翌年度以降は未受精卵の割合を記録していくような流れとなります。

6ページ目は伊豆沼、内沼の位置図ということで、紫色で示されておりますけれども、こちらに電気ショックボートの航路を記載いただいております。

7ページ目は従事者名簿で12名の名前が載っております。

8 ページ目は様式、9 ページ目が同意書となっております、伊豆沼と内沼は伊豆沼漁業協同組合さんに免許されている内共第10号の第5種共同漁業権となっておりますので、実施にあたり伊豆沼漁業協同組合さんから同意を得ているということでございます。

以上で説明を終わります。適用除外について承認されるか否かを御審議いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○小野寺会長

ありがとうございました。御意見、御質問はございませんか。

○高橋委員

説明ありがとうございました。

オオクチバスの駆除は20年くらい続けている訳です。最初は万の単位でおり、1日に1トン以上とれたりとすごい量だったのですが、今日聞いたら250個体しかないということで、少なくなったのですね。ただ、これ以上減らすというのはかなり大変なことだと思います。非常に下がった密度をさらに下げていくのはかなり難しいです。あまりとれなくなりモチベーションも低くなりますので、効果的なパイプカットという方法で飛躍的に少なくすることができれば本当に全滅させることが可能になるかもしれないと思います。実はこのパイプカットを20年くらい前に私もやったことがあります、1年目は成功して、2万個以上の卵を受精させないということができたのですが、2年目以降に輸精管が再生して、ダメになってしまいました。それ以降、これはダメだということでやる人がいなかったのですが、伊豆沼で糸を使って結紮するという方法でそれをクリアしたということで、画期的な技術ですので、どんどん試してもらえれば非常にいいのではないかと考えております。

○小野寺会長

高橋委員か内水試の小野寺さんにお答えいただければと思うのですが、結紮するという技術は簡単なのですか。プロがやるのか従事者に書かれている方がやるのか技術的なところをお伺いしたいです。

○高橋委員

メスで切り取る場合、開腹してまた縫い合わせるということで、技術と時間がかかります。結紮という方法であれば比較的簡単で時間も短くて済むということのようです。

○小野寺会長

私が気になったのはそのくらいで、それ以外はすごく希望が持てるような話なのですが、委員の皆さん他に何かございますでしょうか。もしなければ承認したいと思いますがいかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○小野寺会長

それでは提案のとおり承認することとします。

手続きをよろしく願います。

○小野寺会長

次に審議事項（２）内水面漁場管理委員会に関する規程の改正についてでございます。

○水産林政部水産業振興課 阿部課長

現在、運用しております内水面漁場管理委員会に関する規定でございますが、県の規則全体が縦書きから横書きに見直しを図るということで内水面漁場管理委員会の規定につきましても縦書きから横書きに直すという改正でございます。事務的な改正でございますが担当の方から簡単に御説明申し上げます。

○水産林政部水産業振興課 瀧上主事

１ ページ目で概要を説明させていただきます。まず、改正の概要ですが、本委員会に関する規程としてとして施行されている規則について、本県の規則、訓令甲及び規程形式をとる告示の形式の左横書き化の実施に伴い、用字及び用語の整理を行うものとなっております。今回該当するものが、宮城県内水面漁場管理委員会規程、公聴会に関する手続規程、情報公開条例施行規程、通信技術を活用した行政の推進等に関する規程、個人情報保護法施行規程となっております。改正する理由といたしましては、本県の規則等をより県民に分かりやすく、読みやすいものにするため、令和７年４月１日から、下記の図のとおり、左書き化及び用語の整理を行うもので、本委員会の規則についても整理を行うものとなっております。３番の改正の内容といたしましては、本委員会規則を新しい形式のものに改め、熟語などを除いた漢数字となっている部分をアラビア数字に改正するものとなっております。県公報掲載スケジュールとしましては、３月下旬に公報掲載を行う予定となっております。２ページ目以降からは新旧対照表となっております。２ページ目から４ページ目が県内水面漁場管理委員会規程、５ページ目から６ページ目が公聴会に関する手続規程、７ページ目から１１ページ目が意見の聴取に関する規程、１２ページ目が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程、１３ページ目が情報公開条例施行規程、１４ページ目が個人情報保護法施行条例施行規程、１５ページ目、１６ページ目が公報に登載する内容となっております。１７ページ目、１８ページ目には今回の規則、訓令及び規程形式をとる告示の形式の左横書き化の実施に関する照会を参考として添付しております。

今回の改正に関しては、基本的に中身の内容が変わるものではなく、あくまで規程の形式と漢数字になっている部分をアラビア数字に直すものです。今後、県公報登載に向けて、手続きを行いまして、軽微な修正等があれば事務局の中で修正したうえで県公報に登載したいと思っております。説明は以上です。

○小野寺会長

ありがとうございました。シンプルに形式を変えるというだけですが、よろしいですか。質問なければ承認したいと思います。

○各委員

異議なし。

○小野寺会長

それでは提案のとおり承認することとします。規程の改正の手続きをお願いします。

— — — — 審 議 事 項 終 了 — — — —

【協 議 事 項】

○小野寺会長

次に協議事項に入ります。協議事項（１）第５種共同漁業権の免許条件に係る令和７年度増殖事業計画（案）及び目標増殖量等についてでございます。県から説明をお願いします。

○水産林政部水産業振興課 永木技術主任主査

資料３を御覧ください。１ページ目に地図を載せております。こちらの地図が宮城県内水面漁場計画漁場図ということで御覧のとおり本県の内水面には県内全域にわたりまして漁業権が設定されております。第５種共同漁業権が２３件、しじみやあさりを対象とする第１種共同漁業権が６件設定されておまして、支所も含めて１８の漁業協同組合に免許されております。こちらの第５種共同漁業権につきましては、漁業法の規定によりまして、稚魚の放流であったり、汲み上げ放流、あるいは産卵場や生育場の造成といった増殖事業を実施することが免許の条件となっております。このことから毎年、各組合の増殖事業の実施状況を確認しまして、それから次年度の計画についてお聞きいたしまして、この内水面漁場管理委員会場で報告させていただいて、来年度の計画の妥当性というものを協議いただいているという経緯がございます。今回も各漁協さんから報告をいただいておりますので、その内容、計画について御説明したいと思います。

２ページ目以降のＡ３の資料を御覧ください。Ａ３の資料が５枚ありますけれども、こちらが北の方から各漁業協同組合さんの令和６年度の増殖事業の実施状況、それから令和７年度４月以降の増殖事業の計画ということで、御報告いただいたものを取りまとめたものでございます。表の見方としましては、左から漁業権の免許番号、免許を受けている漁業協同組合、漁業権の対象魚種が列挙されていてそれぞれの増殖方法として種苗放流であるとか産卵場造成というところが書かれております。そしてその単位、令和６年度の計画、それに対する実績と達成率、令和７年度の計画、令和６年度と比較して増えた減ったというところを矢印で示しています。それから補足説明があって、最後の一番右側に令和７年度計画に対する県の意見ということで書いております。

それでは１番から順番に概要を御説明いたします。１番は気仙沼大川漁協さんということで、大川漁協さんの方では対象魚種は御覧のとおりということで、あゆ、いわな、やまめに関しましては種苗放流に取り組んでいただきまして、令和６年度計画に対して計画どおりの放流を実施いただいたところです。さらに令和７年度につきましても令和６年度と同数量での放流を予定、計画しているというところです。うぐい、こいにつきましては種苗放流は難しいということで、魚道の整備、禁漁区の設定というところで増殖を行っていただいております。こいにつきましては他の漁協さんでもすけど、コイヘルペスウイルス病の影響がありまして、増殖事業というか種苗放流はちょっと難しいということで、大川漁協さんでは禁漁区の設定などで資源の増殖を図っているというところです。

２の本吉町淡水漁協さんにつきましては、あゆ、いわな、やまめの種苗放流、あゆにつきましては汲み上げ放流にも取り組んでいただいたということで、概ね計画どおりの放流となっておりますけれども、あゆにつきましては遊漁者から要望があったということで、計画よりも増やして実施していただいております。令和７年度も今年度の計画よりも少し増やして増殖を行う予定でございます。

３、４の志津川淡水漁協さんにつきましては、あゆ、やまめ、うなぎの種苗放流を計画されたということで、あゆとやまめにつきましては、計画どおりの種苗放流を行っていただきました。あゆの汲み上げ放流につきましては、計画はしていなかったのですが、８月くらいに濁水になったということで、あゆを汲み上げて放流したということでございました。うなぎにつきましては１００尾の種苗放流を検討していたのですが、種苗がお願いしていたところで品切れになってしまったために購入ができず放

流できなかったということでございまして、令和7年度は早めに種苗を用意して計画どおり放流できるようにするということでございました。

5、6の迫川漁業協同組合さんにつきましてあゆについて、60キロの計画に対し、実績で80キロということで、従来の購入先から購入先を増やしたということで、計画より多くなったということでございます。令和7年度につきましては令和6年度並みの計画で予定しているということです。やまめといわなについてですが、やまめは予算の確保ができたということで放流をしたということでございます。それから、いわな、にじますのところですが、いわなにつきましては20キロということで計画はしていたのですが、にじますの釣りイベントを実施したということで、そちらの収支の状況で放流量を調整ということだったのですが、初めての取組で赤字になってしまったということで、いわなの放流には至らなかったということでお聞きしました。にじますにつきましては今年、親子を対象にしたような釣り大会を実施したということで、6、200尾の放流を計画どおり実施していただき、来年度も同様に計画しているということでした。

3ページ目、花山漁業協同組合です。花山漁業協同組合さんではいわなの放流をいたしましたけれども、計画より多く放流ということで、溪流釣りの遊漁者から要望があったということで、放流量を増やして実施したということです。花山のわかさぎですけれどもこちらにつきましては、発眼卵放流、種苗放流、人工ふ化事業ということで予定されておりました。種苗放流につきまして若干時期が早く、購入先で必要量を確保できなかったということで、少なめの放流となりましたけれども、実施したということでございます。ただ発眼卵放流と人工孵化放流につきましては河川工事の関係で採卵をするための親魚を採捕できなかったということで、残念ながら未実施となっております。来年度は令和6年度と同様の計画で実施することを計画しているということでございました。

10の伊豆沼漁業協同組合ですけれども漁業権対象魚種のうなぎの種苗放流を計画しておりましたけれども、令和6年度から市の補助金が出なくなったということで、令和6年度に関しては資金繰りがつかないために放流できなかったというようにお聞きいたしました。その他の魚種については外来魚駆除といったところで資源保護の実施を進めていただいているというところです。

長沼漁業協同組合さんにつきましては、同様にうなぎの放流を1,000尾計画されていて、予定どおり1,000尾の放流というところで来年度も同様に1,000尾の放流を計画されております。

12の鳴子漁業協同組合さんですが、いわな、やまめ、にじますの種苗放流、いわな発眼卵放流、ふな、わかさぎの汲み上げ放流に取り組んでいただいております。いわなにつきましては計画どおりの放流実施となっております。やまめにつきましては、種苗放流の方が、種苗の品切れが起こったということで購入先からうまく仕入れられなかったということで、計画よりも下回っているというような状況です。にじますに関しましては遊漁券の売り上げが好調であったということで計画よりも量を増やして実施されております。ふな、わかさぎの汲み上げ放流、かじかにつきましては計画はしていなかったのですが、産卵場造成に取り組んだということで、令和7年度につきましても令和6年度同様に発眼卵放流、種苗放流、汲み上げ放流等を計画されているということです。

4ページ目、江合川漁業協同組合さんでございましてけれども、あゆ、やまめの種苗放流に取り組まれまして、今年度につきましては計画どおりの放流となりました。令和7年度計画が全部未定となっておりますが、こちらにつきましては毎年同様の事情がございまして、毎年5月くらいに総会がありまして、その総会の際に遊漁者を含めた遊漁部会というものが開催されるということで、こちらで放流量を話合うとのことで、現時点では未定ということでお聞きしております。漁協さんとしましては、令和

7年度も概ね前年並みの放流を予定しているということでございます。こちらにつきましては次回の委員会で決定した放流計画を報告させていただきます。

北上川漁協さんにつきましては、あゆの種苗放流、汲み上げ放流ということで、こちらは自河川であゆの種苗を採捕して、上流への汲み上げ放流や自河川への放流を行っているというところでございますけれども、遡上が大分早まったということで、放流の準備が整わずに計画を下回る実績となったということでございました。やまめにつきましては計画どおりの放流を実施されております。

北上追波漁業協同組合でございますけれども、やまめの種苗放流に取り組んでおられまして、計画に対して112%ということで、水温が高かったということで種苗のサイズが大きかったということで、計画を上回る重量での放流となっております。来年度につきましてもほぼ令和6年度並の放流を予定されているということでございました。

5ページ目が鳴瀬吉田川漁業協同組合さんです。あゆにつきましては、令和6年度は概ね計画どおりの放流となっております。令和7年度につきましては、令和6年度の計画より若干少なくなっておりますけれども放流を実施されるということと、産卵場造成ということで砂で埋もれた石の掘り起こしを令和6年度も実施しておられまして、引き続き令和7年度も実施していくとお聞きしております。いわな、やまめにつきましても放流を実施しておりますけれども、今回は60キロの計画に対して190キロということでだいぶ多めに放流していますが、鳴瀬吉田川鮭増殖組合さんの方でいわな、やまめの生産を行ったということで、こちら放流したことで増となっております。その下のあゆ、いわな、やまめの協力放流というのは加美町で実施している種苗放流となっております。その他、にじますの種苗放流とわかさぎの種苗放流も予定しておりましたが、こちらについては種苗の品切れ等で種苗が購入できなかったということで未実施となっております。にじますについては来年度は実施予定とされております。

宮城県漁協の仙台支所さんですけれども、こちらにはうなぎの漁業権ということで、令和6年度には計画17キロに対して4キロということで放流を初めて実施していただいたところでございます。遊漁券の販売と行使料の収入に見合った放流量ということで、計画より少なくなってしまうということですが、令和7年度も継続的に実施するというところでございます。

広瀬名取川漁業協同組合さんでございます。あゆにつきましては種苗放流、汲み上げ放流、産卵場造成に取り組んでいただいているということで、種苗放流につきましては計画よりも多いということで、当初の計画にプラスして、北上川漁協さんで捕られた北上川産のあゆを多く放流したために計画よりも多くなったということです。いわなにつきましては、天然の遡上状況が良かったということで計画よりも減らしての実施、やまめにつきましては、資金繰りの関係で余裕があったということで計画よりも多めの実施ということになっております。ふなについては計画どおりの放流、うぐいにつきましては産卵場造成を計画していたのですが、できなかったということで未実施となっております。令和7年度につきましてもあゆ、いわな、やまめ、ふなの種苗放流、汲み上げ放流等に取り組んでいくということでございました。

6ページ目の一番上が蔵王非出資漁業協同組合さんということで、いわなの種苗放流、発眼卵放流、産卵場造成を計画されておられまして、すべて計画どおりの実施となっております。令和7年度につきましても、令和6年度と同様の計画を予定されているということでございました。

次が白石川漁業協同組合さんです。あゆの放流につきましては計画どおりの放流となっております。産卵場造成も実施されたということです。いわなにつきましては予定が70キロに対して54キロということで、予定よりサイズが小さかったということで計画を下回ったということでした。やまめにつきましては、計画を下回っている

のですが、種苗が品切れであったため、計画量を確保できなかつたとお聞きしました。わかさぎについてですが、毎年発眼卵放流をされていたのですが、発眼卵の購入先が令和6年度から確保できなくなつてしまったということで、未実施となつておりました。現在新しい購入先というか、来年度は親魚の放流に変えて実施できないかということで検討されているところです。その他の魚種については令和6年度と同様の放流を計画されているということでした。

最後が阿武隈川漁業協同組合さんですが、令和元年の台風以来、河川工事がずっと続いておりました。その影響で増殖事業もできないという状態が続いておりました。計画、実績ともにゼロとなつております。令和7年度も数字としては未定となっておりますが、だんだんと河川工事に目処がついてきたということで、令和7年度からは放流を再開することを目指しているということでした。ここにつきましては、決まり次第情報をいただくということにしております。あゆとやまめとにじますの放流に以前は取り組んでおられまして、これを再開する予定ということでした。

ここまで計画のところを御紹介して参りましたが、一番右側の県の意見ということで、県といたしましては、令和7年度の増殖計画については漁協の計画どおりにしたいということをお願いしております。放流種苗が確保できないとか、放流ができない魚種につきましても、産卵場の造成などの増殖事業を積極的に実施していくことというコメントを付けさせていただきたいと考えております。

資料7ページ目でございます。関連する内容になっておりますけれども第5種共同漁業権の毎年の放流計画ということで、ホームページ等で公表していただかないということになっておりました。それについての説明です。第5種共同漁業権にかかる目標増殖量等の公示ということで、毎年放流量を公示しなければならないということで、こちらにつきましては、公示の根拠というところにありますとおり、令和5年の9月に漁業権の一斉切り替えがありましたけれども、それに当たりまして水産庁長官から発出された技術的助言というものがございまして、この中で漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう内水面漁場管理委員会では、毎年目標増殖量ということで、計画数量を各漁業権者に示し、委員会の名前で目標増殖量を公示するというようにされております。この公示につきましては県のホームページの中に、内水面漁場管理委員会のページがございまして、そちらに掲載することで公示をしたいと考えております。公示の内容としては次の8ページ、9ページに付けている表の内容ですけれども、こちらの表をホームページに載せて、公表させていただきたいと考えております。表としては漁業権番号、漁業権者としての漁業協同組合の名前、放流に取り組む魚種、増殖の方法ということで、種苗放流であるとか、汲み上げ放流ということを記載しております。その放流量を記載しまして、目標増殖量ということでホームページで公表させていただきたいと考えております。

最後に参考としてホチキス止めの資料3、6関係として組合個別調査票を付けさせていただきました。説明は割愛させていただきますけれども今回、実績と計画のとりまとめに際しまして、すべての漁協さんより調査票を提出いただいておりますので、それを取りまとめた資料となっております。先ほど御覧頂きました増殖事業の詳細のほか、遊漁券の発行実績であるとか、組合員数の推移、組合の収支状況等と載せておりますので、後ほど御参考に確認いただけたらと思っております。説明は以上です。

○小野寺会長

県からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問、御意見ございませんか。

○高橋委員

膨大な資料の取りまとめと御説明ありがとうございます。一番気になったのは花山漁協さんなのですが、わかさぎについて、これまで非常に好調で売上も順調だったと

思うのですが、発眼卵の放流ができなかったということで、それから稚魚の放流も78パーセントですからそれほど悪かった訳ではないと思いますが、今年の冬の遊漁客からの収入への影響等の情報はございませんでしょうか。

○水産林政部水産業振興課 永木技術主任主査

まだシーズン中ということもあり、数字的なところはわからないのですが、インターネット等で予約状況等を見る限りはかなり好評なのかなと感じています。非常に悪かったというような情報は特には聞いておりません。

○高橋委員

どうもありがとうございます。どのように増殖するかという方法、コストの問題もありますし、今年お客さんが来ても、釣れなかったら来年来ないかもしれませんので、色々な角度から検討していただいて、今後、漁協さんから相談があるかもしれませんのでよろしくお願いたします。

○小野寺会長

他にございませんか。

なければ、第5種共同漁業権の免許条件に係る令和7年度増殖事業計画（案）及び目標増殖量等についてはこれまでとしますがよろしいですか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

次に協議事項（2）知事許可漁業における継続の許可及び承継の許可に関する取扱いについてを県からお願いたします。

○水産林政部水産業振興課 阿部技術主任主査

協議事項（2）知事許可漁業における継続の許可及び承継の許可に関する取扱いについてということで、資料4を用いて説明させていただきます。

まず、概要ですが、規則第14条に知事が許可する漁業の許認可に関する条文が載っているのですが、例えば内水面の場合はしじみ貝桁漁業などが知事許可漁業となっております。2番ですが、このうち継続の許可及び承継の許可についてという条文がございます。まず、継続の許可ですが、許可を受けたものがその許可の有効期間の満了日の到来のためその許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請した場合に継続できる制度となっております。許可の有効期間が満了する際に、同じ船舶について許可の申請を行えば、引き続き次の有効期間も同様に許可を継続できる制度となっております。この制度ですが、漁業法の改正に伴って本県の規則にも加わったものですが、想定しているのが大臣許可漁業のように隻数調整が必要ない漁業を前提とした制度でありまして、この継続の許可の対象とすることで、知事許可漁業でも現在許可を有している人がそのまま許可を継続できるというものでございます。一方で、本県の知事許可漁業につきましては、有効期間が満了する際に漁業種類ごとに資源状況ですとか、操業の実態等を考慮いたしまして、許可すべき隻数等を制限措置という形で新たに公示して申請を受け付けるということとして運用しておりますので、これまで本県では特に定めていないということになっております。

続きまして、（2）承継の許可ですが、許可を受けたものから当該許可に係る船舶を使用する権利を取得して、当該許可にかかる知事許可漁業を営もうとするものが、当該船舶について知事許可、漁業の許可の申請をした場合にその許可を承継できると

いう制度になっております。参考といたしまして、規則の抜粋を載せておりました第14条というところで、継続の許可または起業の認可等となってございまして、読み上げさせていただきますが、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可または起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可または起業の認可をしなければならないとなっております。1号が継続の許可に該当するところなのですが、許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ）となっておりますが、許可を受けたものが、その許可の有効期間の満了日到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したときとなっております。2号、3号は略とさせていただきます。4号、こちらが承継の許可の条文になりますが、許可を受けたものから、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続または法人の合併もしくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとするものが当該船舶について許可または起業の認可を申請したときとなっております。こちらが法改正に伴う新たな許可手続きの運用ということで設けられているのですが、本県の場合、スタートして4年ほど経過するのですが、この14条に定める、指定する漁業を定めまして、より柔軟な許可の運用を図って参りたいと考えてございます。

(3)の継続、承継の許可を認める漁業の候補についてということで、まず継続の許可ですが、漁業法改正以降、本県許可漁業は有効期間が満了する際に、その都度、新たに制限措置を公示する手続きを行ってまいりました。今後も資源状況や漁業実態等を考慮しまして、許可すべき隻数等をきめ細かく定めて運用することが望ましいと考えられることから継続の許可の対象とする漁業は指定しないというように考えています。

続きまして、2ページを御覧ください。承継の許可の対象ですけれども、現在、承継が定められているのは許可を受けたものが死亡した場合、その相続人への承継に限られているのですが、より柔軟な許可の運用を図るために現在、対船許可を行っている漁業を承継の対象とするということを検討しております。具体的な事例ですが、ポンチ絵で載せておりますが想定される承継の事例といたしまして、親子承継ということで、親からそのお子さんへの船舶を譲るといったことも想定されますので、こういった親子承継、あとは許可受有者の法人化ということで、今まで個人経営をやられていた方が法人化して法人経営となった場合、こういったことも想定されますので、柔軟に対応できるような形で、承継の許可の対象に加えたいと考えているものでございます。

(4)継続の許可および承継の許可の運用についてということで、次のとおり知事が指定する漁業を公表したいと考えております。(1)継続の許可については引き続き定めないということで考えています。(2)承継の許可については先ほど申し上げましたとおり対船許可を行っている漁業種類がこちらの表にございますが、主に海面が多いのですが、内水面ですと手繰第三種漁業の中にしじみ貝桁漁業がございまして、こういったものも承継の許可の対象といたしまして柔軟な運用を図って参りたいと考えております。説明は以上となります。

○小野寺会長

ありがとうございました。何か質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

それでは協議事項、知事許可漁業における継続の許可及び承継の許可に関する取扱いについてはこれまでとします。

○小野寺会長

次に、協議事項（3）令和7年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画についてです。県から説明をお願いします。

○水産林政部水産業振興課 瀧上主事

私の方から協議事項（3）令和7年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について御説明させていただきます。

1 ページ目が令和7年度の宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画でございます。開催回数ですが、今年度と同様の年4回としたいと考えています。時期としましては第1回が7月の中旬頃、第2回が10月の中旬頃、第3回が12月の中旬頃、第4回が令和8年の3月の中旬頃を予定しております。議題につきましては記載をしておりますが、近くなり次第、必要なものがあれば追加等しながら設定していきたいと考えております。下に全国内水面漁場管理委員会連合会の関係会議ということで3回分、6月の通常総会、9月の研修会、11月の東日本ブロック会議ということで記載をしております。

2 ページ目が令和6年度の開催実績となっております。今年度も第4回開催したということで、議題や委員さんの出席人数を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。以上で説明を終わります。

○小野寺会長

ありがとうございます。何か質問ございますか。ほぼ例年どおりの委員会開催でございますが、よろしいですか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

それでは協議事項（3）令和7年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画についてはこれまでとします。

— — — — 協 議 事 項 終 了 — — — —

【報 告 事 項】

○小野寺会長

次に報告事項に入ります。報告事項（1）共同漁業権の資源管理の状況等の報告について県から御説明をお願いします。

○水産林政部水産業振興課 深澤技師

私の方から資料6を用いまして「共同漁業権の資源管理の状況等の報告について」を御説明させていただきます。

資料1 ページ目を御覧ください。今回の内容は漁業法改正後は毎年この委員会で御報告させていただいている内容にはなりますが、改めてなぜこういった報告をしているのかという部分を簡単に説明いたします。

概要についてですが、漁業法の改正によりまして漁業権者は資源管理の状況等について都道府県の知事へ報告するということが義務付けられまして、知事は報告を受けた事項について年1回以上内水面漁場管理委員会へ報告するものとされています。

続いて第5種共同漁業・第1種共同漁業の報告についてということで、内水面においては第5種共同漁業権と第1種共同漁業権が免許されている訳ですが、第5種共同漁業については先ほどの協議事項の中でも説明がありましたとおり、漁業法において漁業権対象魚種の増殖を行うことが義務付けられております。毎年12月から1月にかけて、各漁協さんに増殖事業計画及び増殖実績報告書を提出いただいております。それを基にヒアリングを行ったうえで、委員会で報告を行っております。施行規則の中で、資源管理の状況等の報告の項目が定められておりますが、増殖事業の実績報告書の中で御報告いただいている内容と重複していることから、資源管理状況の報告という形で改めて報告をいただくことはせずに、増殖事業の実績報告書の提出をもって資源管理の状況報告があったということで扱っております。第1種共同漁業権につきましても同様な扱いとしております。報告事項の中に報告の対象となる期間とありますが、これについては4月から翌年の3月、今年度ですと令和6年4月から令和7年3月までの報告となっております。

次のページとその次のページに関係法令ということで記載をしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

ページおめくりいただきまして、ページ番号4の令和6年度資源管理の状況等の報告の概要と記載された資料を御覧ください。こちらは漁業権を免許されている漁協さんから今年度報告をいただいた内容の概要になります。1番報告対象ということで本県では第5種共同漁業権については17漁協に対して23件、第1種共同漁業権については5漁協に対して6件の漁業権が免許されています。2番資源管理の状況等の報告に対する確認結果ということで、(1)資源管理の状況等の報告についてですが、漁業権を免許されている全ての漁協さんから資源管理の状況の報告がされております。(2)資源管理の状況についてですが、漁業権対象魚種の種苗放流や汲み上げ放流などの増殖行為が行われていたほか、行使規則、遊漁規則によって漁具の制限、産卵区域の保護を規定するなどして資源管理の取組が実施されていることを確認しております。(3)漁場の活用状況についてですが、環境変化であったり、災害復旧工事で活用できない漁場を除きまして全ての漁業権者において操業可能な期間の相当程度利用されていたことを確認しております。1件行使がほとんどない漁場がありまして、伊豆沼漁協の内共第33号になるのですが、土砂の流入、堆積であったり、とりすぎで対象魚種が減少してしまったということでやむを得ない理由として判断しております。(4)評価の結果ということで今回報告させていただいた内容の総括になりますが、第5種共同漁業権、第1種共同漁業権を合わせた29件のうち28件については適切かつ有効に活用されていると判断しております。有効に活用されていない1件につきましてもやむを得ない理由であることから問題ないと判断しております。

次ページ以降に各漁業権に関する確認結果をまとめておりますので、後ほど御確認いただければと思います。私からの報告は以上です。

○小野寺会長

ありがとうございました。

これについて何か御質問ございますか。先ほどの増殖計画で説明いただいたことのまとめのような報告になっておりますので、内容について問題ないだろうと思っておりますが、よろしいですか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

ありがとうございます。

○小野寺会長

次の報告事項に移ります。報告事項（２）カワウの食害による漁業被害対策について説明をお願いします。

○水産林政部水産業振興課 阿部技術主任主査

報告事項（２）「カワウの食害による漁業被害対策について」を資料7を用いて説明させていただきます。

カワウ対策については県で宮城県カワウ適正管理指針というものを策定しておりますが、今年度第2回の委員会の際にもこちらの内容については説明させていただいてるところだったのですが、新しく就任された方にまだ御説明できてなかったということで今回御報告させていただくものです。

資料4ページを御覧ください。指針策定の目的ということで本県のカワウ対策の基本指針を示し関係者協働のもと、カワウ個体群の効果的な管理を行うことでカワウによる漁業被害を軽減させカワウと共存を図っていくことを目的としております。4番の指針の計画期間と対象区域でございますが、計画の期間が令和6年4月から令和16年3月までの10年間ということになっております。この以前に第1期の計画があったのですが、令和6年4月以降のものということで第2期の指針を策定したということになっております。

続きまして5ページを御覧ください。第2章宮城県におけるカワウの状況ということで、ページの真ん中あたりに図1という形で個体群の推移のグラフを載せております。平成30年度の調査では県内のカワウの個体数が夏期で1,775羽、冬期で1,619羽となっていました。令和4年度の調査では春期に2,485羽、夏期に2,569羽、冬期で1,435羽となっておりまして、変動はございますが、特に春から夏にかけて増加傾向にあるという状況でございます。

続きまして6ページを御覧ください。ページ上部に図2宮城県におけるカワウのねぐら・コロニーの調査状況ということで県の調査で判明しているねぐらと産卵が行われているコロニーを図示しております。御覧いただくと分かる通り、県内の広範囲に生息しているような状況でございます。このうち内水面で個体数が多いのが北の方にあります江合川中州の河川公園コロニー、南の方にあります釜房ダムコロニーという状況でございます。また松島湾付近のカワウの生息数が最近だと1,000を超えたりという状況もございます。

続きまして、7ページを御覧ください。表3といたしまして、ページの中部にカワウの営巣数を載せておりますが、平成30年度では165程度だったのですが令和4年度では839と巣数も増加している状況がございます。またその下、カワウの捕獲数の推移でございますが、カワウが増加していることに伴い、捕獲数も増えている状況でございます。令和4年度は316羽の捕獲となっております。

続きまして9ページを御覧ください。本県ではカワウの胃を開いて何を食べているのかということから漁業被害の金額を算定しております。グラフを載せておりますが、アユについては2,800万円、サケについては34万8千円の被害がある状況でございます。こちらは名取川水系だけの被害なのですが1水系だけでこのくらいの被害があるということで全県的に見れば非常に大きい被害を受けていることが推測されます。

続きまして11ページにカワウの管理の目標と取組ということで真ん中あたりに表がございまして、第2期の指針におきましてはカワウ個体数を管理していきましよう

ということで具体的な目標を掲げてございます。目標についてですが現況値、推定にはなりますが内水面に被害を与えている個体数がおよそ1,000羽はいるだろうということで考えております。これは水産庁の推計方法をベースにカウントしているのですが、令和5年度時点では1,000羽おりこれを今後10年間で500羽まで削減していきましようということで目標を掲げてございます。

続いて13ページを御覧ください。その目標に向けどういった取組をしていくかというところを記載しております。なかなかカワウの被害対策というところは技術が確立していないというところもありまして、基本的には前計画と同じような中身になっております。(1) モニタリング調査にありますようにまずは被害の状況をちゃんと確認しましようということで生息状況調査ですとか被害の状況ということで、胃の内容物調査を継続することを考えてございます。(2) 被害防除対策ということで漁協さんの方で漁場に飛来するカワウの被害を軽減するためにテグス張りや花火による追い払いをやられたりしているのですがこれを引き続き継続して行っていくということになっております。(3) 個体群管理ということで個体数が増えているということでそれを減らしていく取組ということで考えております。現在も漁協さんや猟友会さんの方で駆除をやっているのですが、こういったものを引き続き継続していくというところで考えています。

以上が主な取組になりますが18ページを御覧いただければと思います。こちらは指針とはまた違う内容になりますが、漁協さんや猟友会さんが取組んではおりますが数が減る傾向が見られないというところで来年度から県の方でもカワウの被害を軽減するというところの目標に向けて新たな事業を立ち上げてございます。新たな手法を活用したカワウの適正管理事業ということで大きく3つございます。まず1つ目が補助金についてですが、適正管理事業ということで今も既に国の事業等を活用して漁協さんがやられているのですが、なかなか使いづらいところもございまして、こういったところをサポートできるような補助メニューを創設したいと考えています。2つ目のカワウによる漁業被害調査ということで、先ほど申し上げた胃の内容物調査を継続するのですが、近年カワウの糞のDNA分析をすることで何を食べているかがカワウを殺さなくても分かるという手法が新たにできましたので、今年度から試験的に行っているのですが来年度も対象範囲なりを拡大しながら本県の全県的な被害の実態を調査して参りたいと考えております。3つ目、先進的な取組の導入試験ということで

(1) シャープシューティングの試験的な実施ということで、シャープシューティングというカワウの産卵期に巣に執着するという特性がありまして、その時期に集中的に親鳥を捕獲するという手法があるのですが、西日本で実績がございまして、これを本県でも導入できるかというところを試験的に行いまして検証していきたいと考えております。また、その他の取組ということでコロニーにおけるドライアイスを用いた繁殖抑制の試験ということで、こちらも産卵期に特化した対策にはなるのですが、ドライアイスを入れたら卵を凍らせて孵化させないようにするというところでカワウの数を増やさないようにするという繁殖抑制になるのですが、そういった試験も実施して参りたいと考えてございます。これらの取組を現在漁協さんで行っている取組に併せて実施することで対策を強化して参りたいと考えております。説明については以上になります。

○小野寺会長

ありがとうございました。何か御質問ございますか。

○菅原^{はじめ}元委員

私はいわな、やまめ、にじますの養殖場を運営しておりますが、カワウの被害につ

いては毎年あゆ屋さんやこい屋さんも同じような被害を毎年受けていると思います。自分の養魚場のカワウの状況ですが、夜には来ません。朝早くか夕方頃に先見隊みたいなカワウが2、3羽で来て、人がいないとなると25羽から30羽が来ます。網とかは掛けているのですが、入ってしまいます。20cm角のきゅうりの網を掛けているのですが隙間から入って、飛べないくらいにたらふく食べています。ただ、人間が来るとすぐに逃げます。一度入られてしまうと同一時間帯に毎日来ます。摂餌率がガクッと下がるのでカワウが来たなというのは感覚で分かります。町から花火を無償でいただいています。花火をカワウがいる状態で打ち上げるとカワウが驚いて網に引っかかります。それを5、6回やるとしばらくこなくなります。うちの池は1つの池が大体1,200～1,300平米で全面に網を張ります。結構な頻度で張りますし結構な量を張りますので手間がかかります。ただ、1度何匹か処分するとしばらく来なくなります。ただそれがなければいつでも来ます。ですので来ないようにするためには若干とらなくてはなりません。ただ、空気銃や銃の許可を普通の養魚場では持っていないし、つきっきりでいる訳にもいかないのでもどうしても網を全面に張るといようなお金がそんなにかからない対策しかできません。この辺りも何か考えていただけるとありがたいです。

○小野寺会長

何か県から御意見はありますか。来年度から実施する補助金の対象にはなるのでしょうか。

○水産林政部水産業振興課 阿部技術主任主査

先ほど新事業のお話をさせていただきました。補助金の話もさせていただいておりました。漁協さんのような団体を想定しておりましたが、まだ固まっていない部分もありまして検討したいと思います。被害対策の部分も先ほど申し上げたのはどちらかというところを造っているコロニーでの対策をメインで考えていたのですが、被害が発生している漁場であったり養魚場でも対策を何かしらなくてはいけないということころはあるかと思っておりますので、引き続き協力しながらやらせていただければと思います。

○菅原^{はじめ}元委員

ありがとうございます。

○佐藤委員

白石川の川上にコロニーがあるのですが、コロニーにいるのは多い時で30羽程度だったのですが、昨年、一昨年あたりから来る数が100羽を超えています。8月9月になるとあゆが遡上してきますが、100羽以上の群れが毎朝のように来ます。どこから来るのかは分からないのですが、あゆの釣り人が多い時期には100羽くらいの群れで来て人を見て降りないでUターンして帰っていきます。9月半ばぐらいになると釣り人が少なくなるためその時期は毎朝のように100羽以上来ます。県の方でシャープシューティングをやるにはコロニーでないとダメだということでしたが、川に降りたカワウに対してシャープシューティングをできないかと思っているのですが、検討をよろしくお願いします。

○水産林政部水産業振興課 阿部技術主任主査

実は先日、白石川漁協さんがおっしゃっているコロニーと一緒に見学させていただきました。そのときにはコロニーがある樹木が伐採されてしまったということでコロ

ニー自体がなくなってしまうところでした。今、委員からお話いただいた漁場でのシャープシューティングということですが、現実的には難しいのかなと考えておりまして、コロニーでできる理由が産卵期に巣に執着するのでその時期だとある程度近づけるといことなのですが、漁場になってしまうとかなり遠くからでも警戒されてしまうところがあって、カワウが逃げない距離まで近づくこと自体が難しいと思います。とはいえ何かしら対策はできないかというところは引き続き、専門家の意見も踏まえながら検討して参りたいと思います。

○小野寺会長

ほかになれば報告事項についてはこれで終わりとしします。

— — — — 報 告 事 項 終 了 — — — —

【そ の 他】

○小野寺会長

その他に入ります。何か議題はございますでしょうか。

○高橋会長代理

本日、うなぎのしらす漁について鹿児島も含め豊漁であったということが情報提供されました。私にとっては非常に意外で、年変動なのか恒常的に今後このような状況になっていくのかは見極める必要があると思います。年変動であれば例えば3年に1回この辺が不漁になるという程度であれば初期投資がそんなに大きくないので十分対応できると思いますが、恒常的にということであれば南の方が圧倒的に有利だと思います。昨年、北上追波漁協によりますと10月に稚魚が見られたという情報もありまして、かなり急激に変化しているのではないかという感じもします。この辺も含めて今後情報収集しながら漁業者が儲けられるような取組が必要だと感じています。

○佐々木委員

今の件について前回雑談のように北上追波にしらすうなぎがたくさん入ってくるという話をしました。さけが不漁になったのが令和元年ぐらいからなのですが、黒潮がきつくなった時期とちょうどかぶります。さけがとれなくなって代わりにしらすうなぎが入ってくるようになりました。阿武隈の話だと2月くらいがしらすをとる時期だというのですがうちの方はもっと早くさけの遡上とかぶっているくらいに入ってきています。目で見ていながらいるのは間違いありません。いるのが分かっているのに県知事許可の関係でとると密漁になってしまいます。阿武隈だけでなく北上追波含め他にも黒潮に乗って来ていると思います。黒潮がきついのがずっと続くのであれば県の一大産業としてうまく加えることはできないか検討していただければと思います。

○小野寺会長

前回の委員会で高橋委員もそのようなことを言うておりましたが、制度的な問題やどなたが漁業者になるのか、漁業権の問題もあります。県の方でも検討はしていただいているとは思いますが、今後の課題だと思います。さけのこともそうですが、温暖化も含め、漁業形態が変わらざるを得ない時期に来ているのではないかと思います。従来どおりの漁業権魚種だけという発想ではなかなかうまく行かなくなる時代になったのではないかというのが私の実感です。法律までというのは大変なことなので、一朝一夕ではなかなか行きにくいとは思いますが、漁業をする主体と漁業を調整する側と法を作る側とで一体にならないとうまく行かないことなのですが、今そのような時期にかかっているだろうと私自身は思います。ぜひなんとか検討いただければと思います。

○水産林政部水産業振興課 阿部課長

12月から4月までという国のルールがありまして、それに基づいて現在2団体で採捕している現状でございます。まさしく黒潮が強く、親潮が弱いという状況がここ数年続いておりますので、秋にしらすうなぎが遡上するという部分については時期的な問題もありますし、先ほど会長からお話がありましたように誰を対象とするのかどう管理していくのかという問題もあります。あとは密漁対策をどうしていくかという部分も考えなくてはなりません。現に阿武隈周辺では南方の方が来て直接取引をするような話も聞こえている状況にもございます。産業として検討するということはもちろんでございますが、一方でどう管理していくのかという部分も含め水産庁にも情報提供しながら検討したいと思っております。

○高橋委員

課長さんから非常に丁寧にお話いただきましてありがとうございます。今、圧倒的にこのしらすうなぎについては情報が不足しております。北上追波さんは10月に来るとおっしゃっていますが、本当にそうなのか。10月を中心としてどれくらいの時期にどれくらい来るのかそういった情報は最初に集めるべきだと思います。例えば2023年、2024年なんかはこれまでの想像を超えるような気温、水温が上昇して大きな変化が起きている可能性はあります。ちゃんとした情報がないとなかなか先に進められないと思いますので、漁業者にやってくれと言ってもなかなか難しいと思いますので、水産試験場などできちんと調査していただいて客観的なデータをもって議論していくということが必要だと思います。それによって漁業権をどうするか密漁問題をどうするかという話になっていくのかなと思いますので、御検討をよろしくお願ひします。

○小野寺会長

ありがとうございます。場合によっては希望が持てる話になるかもしれないということだと思います。

○五十嵐委員

今の話に関することだと思いますが、1980年代に黒潮の大蛇行で紀伊半島で離れて伊豆諸島、八丈島から北上して東京湾にあたって房総半島からこちらに流れている流路になっていますが、こういった黒潮の大蛇行はたまに起きているエルニーニョやラニーニャに代わってきているらしいのですが、1980年代には結構な年数、大蛇行が続いていて、例えばその時にこの辺りの水揚げや魚種がどうだったかというのを調べると今起きている海水温が暖かい現象が今後いつまで続くのかというところが見えてくると思います。黒潮の大蛇行が関係して東北沿岸、太平洋沿岸の海水温が高くなっていると思いますので今後何年続くのかというところを予測できるのではないかと思います。黒潮の大蛇行はペリーが下田に来たときにそうだったらしいですし、縄文時代はもっと暖かかったので、そこまで遡らなくてもいいですけども今後の予測ができるのではないかと思います。

○小野寺会長

ありがとうございます。他にございませんか。

○水産林政部水産業振興課 武山総括課長補佐

次回の内水面漁場管理委員会の開催日程についてお知らせいたします。次回の委員会の開催は7月頃を予定しております。開催日時等につきましては確定次第、御連絡

させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

予定しておりました議題は全て終わりましたので本日の委員会はこれで終了といたします。ありがとうございました。

－ － － － 委 員 会 終 了 － － － －

《議決（決定）事項》

議題

審議事項

- (1) 宮城県内水面漁場管理委員会指示（オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止）に係る適用除外の承認について
- (2) 内水面漁場管理委員会に関する規程の改正について

協議事項

- (1) 第5種共同漁業権の免許条件に係る令和7年度増殖事業計画（案）及び目標増殖量等について
- (2) 知事許可漁業における継続の許可及び承継の許可に関する取扱いについて
- (3) 令和7年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について

報告事項

- (1) 共同漁業権の資源管理の状況等の報告について
- (2) カワウの食害による漁業被害対策について

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

小野寺秀也

署名委員

菅原元

署名委員

榎戸有泉

書 記

深澤航太